

平成16年（行ウ）第20号 ハツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 柏 村 忠 志 外20名

被 告 茨城県知事 外1名

意 見 陳 述 書

2005（平成17）年12月13日

水戸地方裁判所民事第1部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一

1 被告らはハツ場ダムの実体的違法性について審理することなく、住民訴訟の要件を欠いているとして本件を棄却することを求めている。いわば門前払いの判決を求めている。

しかし、このような応訴態度自体、地方公共団体の機関としての被告らの立場なり性格にふさわしくないものである。

いうまでもなく、地方公共団体は、住民の税金で運営されているものであり、その運営には住民の意思が反映されるべきである。住民訴訟は、住民自らが原告となって地方公共団体の公金の使い方が法に従っていない場合にこれを是正する手段として法が定めたものである。

本件はハツ場ダムという巨大公共事業が、様々な意味で法に違反しているとして住民訴訟を提起したものである。住民が違法であると主張する点について、それは、治水、利水、環境、危険性など多岐にわたるものであるが、これを裁判所が正面からこれを審理して判断をすることを住民は期待している。これは原告となった住民だけでなく、この裁判に関心を寄せる多くの住民たちの期待もある。

ところが、被告らの主張は、こうした判断に裁判所が踏み込むことなく、門前払いをすることを求めているものである。確かに法的にはそのような主張もarieないではない。しかし、これが上記のような住民の期待に正面から反するものであることは紛れもない事実である。その意味で、地方公共団体の機関という被告の性格や地位に全くふさわしくない主張といわねばならない。

以下、各論点について陳述する。

2 原告は、被告茨城県公営企業管理者がハツ場ダム使用権設定申請を取り下げる義務があるのにその行使を怠る事実が違法であることの確認を求めている。その根拠として、「ダム使用権の設定を受けるべき地位」を「財産」と構成している。これに対して被告は、「ダム使用権設定申請をしただけでは、まだ財産とはいえない」と主張している。

しかし、「ダム使用権の設定予定者」となることは、所定の負担金納付義務を負うことになる反面、将来ダム使用権の設定を受ける排他的権利を確保することになる。そして、これを取り下げた場合は、負担金は返還される。こうした関係は「財産」というべきである。同じようなものとして、ゴルフ会員権を財産と認めた判決を引用している。

3 被告は、「本件は、住民訴訟の形を借りて、国の事業の適否を争おうとしているもので」あるから、住民訴訟の制度目的を逸脱している、とも主張している。

しかし、本件はまさに茨城県など被告の本件支出が適法かどうかを争点としているのであり、茨城県自身の義務違反に対する司法の審判を求めている。まさに住民訴訟の目的にかなった訴訟である。

4 被告は、「茨城県知事及び公営企業管理者には、財務会計行為上の義務違反がない」と主張する。

そこで、本準備書面であらためて、それぞれの支出項目について、原告らが違法であると主張する財務会計行為の特定をしている。

原因行為の違法があっても財務会計行為の違法には結びつかないと最高裁判

決があるが、その判決でも、重大な瑕疵があるときは、例外であると判断している。本件ではまさにそうした場合に該るものである。

さらに、本準備書面では、それぞれの行為がなぜ違法であるか、についても簡潔に論じている。この点については、今後、利水、治水、環境、危険性その他それぞれに詳細な準備書面を提出予定である。

本件原告の一部は、かつて霞ヶ浦導水事業において、住民側の主張が残念ながら当水戸地方裁判所の理解をいただけず、「財務会計行為の主張がない」として棄却された苦い経験を有している。本件では同じ轍を踏まないよう、この点について本準備書面で具体的な主張をするとともに、違法性の根拠については、さらに詳細な主張を予定している。

5 なお、被告は、上記主張の中で、たとえばダム使用権設定予定者の負担金や治水に関する河川法にもとづく負担金等については、地方公営企業管理者や茨城県はこれについて支払うかどうか判断する立場にないので、支出行為は違法となりえない、との趣旨の主張をしている。

これに対しては、本準備書面で、政策見直義務に違反しているとの主張をしている。すなわち、たとえばダム使用権設定申請については昭和60年にこれを行ったものであるが、こうした判断を自ら適時に再度評価し見直す義務があるにもかかわらず、これを怠って漫然と支出をしている点で違法である。この政策見直義務についてはこれを違法性判断の根拠とした判決例がある。また、最近の法令では「行政機関が行う政策の評価に関する法律」で、この見直義務が明文で規定されている。

県知事や公営企業管理者が、政策見直をして違法な支出となると判断したときは、たとえば国に対して負担金の支払い義務がないことの確認を求める訴を提起するなど、支出を避ける方法はある。「拒否できないから違法ではない」という被告の主張は根拠がない。

6 原告は、本件八ツ場ダムの違法性を根拠付ける法令上の根拠として、いくつか

の法令をあげている。地方財政法第4条1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するため必要かつ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」、同法3条2項、正確に財源を補そくし、予算に計上することを定めたもの、同法第8条、地方公共団体の財産は良好に管理して、効率的に運用すべきであるというものの、をあげている。

これに対して、被告はいずれの法令も、支出の違法性の根拠となるものではない、と主張している。原告はこれに対してさらに反論するものであるが、少なくとも地方財政法4条1項は、すでにいくつもの判決例で、公金の支出の違法性の根拠として使われている。もはや通用しない議論をいつまでも主張すべきではない。

7 先日、大きく報道されたように、最高裁判所は、高架道路の設置許可取消を求める住民訴訟において、一定範囲の周辺住民にも原告適格を認める画期的な判決を下した。最近の行政訴訟法の改正も、国民の利用しやすい行政訴訟、行政に対する司法のコントロールが適正に働くことを目指したものである。当裁判所も、こうした流れを十分踏まえて、被告の主張にまどわされることなく、本件ハツ場ダムの支出の違法性を正面から判断することを期待する。